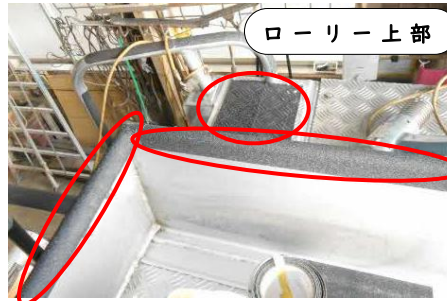
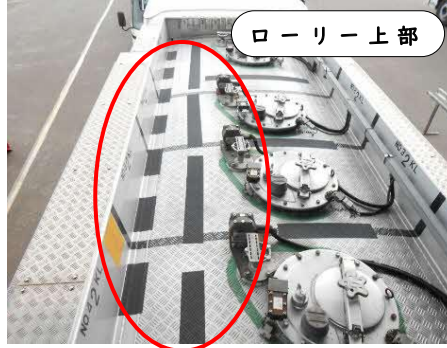




No.3 労働災害防止活動及び働き方改革等に係る取組事例の紹介

第三回目の事例紹介は、陸災防岩手県支部中央分会の株式会社ラクウン様、二葉運送株式会社様、株式会社藤善運送様からトラックからの転落防止対策、フォークリフト対策、熱中症対策の事例を、中央分会団体の取組として「トラックの日常点検に係る研修」について提供いただきました。道路貨物運送業以外の業種でも、災害防止対策の参考になる事例ですので、各事業場における取組みにご活用してください。

(株) ラクウン



タンクローリーは、荷卸し作業の前後で、ローリー上部のハッチ内の油量を確認する必要があります。特に冬場や雨の日などは、墜落・転落、転倒の危険が非常に高くなります。その予防策として、ローリーに上がる際の昇降階段やローリー上部のシェルター内に「滑り止めのシール」を貼る対策を講じています。

この対策は、滑りやすい箇所を洗い出し「滑るリスク」を低減する取組で、高齢労働者の災害防止対策としても有効です。

(株) 藤善運送



熱中症予防に対する取組です。

① 経口補水液

各車に1本配置しています。経口補水液は賞味期限が1年と非常に長く低コストです。また、冷やす必要がないため車両に置きっぱなしでも問題ありません。毎年6月に新しいものと交換しています。

② 緊急連絡先

熱中症になってしまった場合の連絡先を携行しています。運転者が熱中症の疑いを感じた場合の連絡先を常に携行することにより、いち早く対応することができます。

また、トラックドライバーは事業場を離れ、単独で作業を行うため、万が一意識を失った状態で発見された場合、発見者が戸惑わずに会社・担当者へ通報いただけるように、お願い文を記載しています。



フォークリフトの運転席右側には操作レバーが多く配置されているため、不意に身体がレバーに接触した場合、誤操作・誤作動してしまいます。以前から右側乗車は禁止していましたが、更に対策を強化するため、物理的に乗降できないようにチェーンを取り付けました。

後進レバーを入れるとフォークリフト後方に半円形のライトが床面に投影されます。バック走行時、見通しの悪い場所でも視覚的にフォークリフトが近づくことが判断できます。また、このライトの範囲内は作業員と他のフォークリフトを立入禁止とするルールを定めています。



フォークリフトのツメは、水平にパレット等に差し込むことが大原則です。ツメが水平になった際にツメの前方へレーザーで赤い線が投影される装置を導入しました。ツメを水平に差し込むことで商品の破損・倒壊による事故の発生を減少させることが期待できます。

以上は、過去に発生したフォークリフトと作業員の接触災害を防止するための対策として取り組んだものです。

見える化や物理的な対策、フォークリフトのルールの策定等、様々な角度から災害防止対策を講じています。

陸災防岩手県支部 中央分会：トラックの日常点検講習会の開催



